

**Q**

平成26年1月1日から個人が上場株式等を譲渡した場合の税率が20%となりましたが、今後、公社債等を譲渡した場合の税制も見直されると聞いています。具体的にはどのようになりますか。

**A**

平成28年1月1日から個人が公社債等を譲渡した場合の課税方式は以下のようになります。

	現行		平成28年1月1日以降		
	課税方式	課税方式	上場株式等の譲渡所得等との損益通算(※3、4)	一般株式等の譲渡所得等との損益通算(※4)	
特定公社債(※1)	非課税	20%(※2) 申告分離課税	○	×	
特定公社債以外の公社債	非課税		×	○	
証券投資信託	公募公社債投資信託		非課税	○	×
	私募公社債投資信託		非課税	×	○
	公募株式投資信託		20%(※2) 申告分離課税	○	×
	私募株式投資信託		20%(※2) 申告分離課税	×	○
証券投資信託以外の投資信託	公募投資信託		公社債等運用投資信託⇒非課税	○	×
	私募投資信託		公社債等運用投資信託以外の投資信託⇒20%(※2) 申告分離課税	×	○
特定目的信託	公募社債的受益権		非課税	○	×
	私募社債的受益権		非課税	×	○

(※1) 特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(その発行の際に同族会社に該当する会社が発行した社債を除く)などの一定の公社債をいいます。

(※2) 20%の内訳は所得税15%、住民税5%です。なお、平成25年から平成49年までは復興特別所得税(所得税額×2.1%)が上乗せされます。

(※3) 特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が可能です。また、控除しきれない損失は翌年以後3年間繰越可能です。

(※4) 平成28年1月1日以降に発生する上場株式等の譲渡損益と上場株式等以外の一般株式等の譲渡損益は損益通算ができなくなります。

所得税編

小谷野先生

教えて！

証券税制 Q & A



小谷野幹雄(こやの・みきお)

公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA  
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>